

## パワーハラスメント防止対策

人はそれぞれ自分の価値観があり、それで人やものごとを判断しがちです。そして、自分が正しいと思い、自分の価値観を押しつけると、「ハラスメント」が発生します。職場や学校等様々な場面でハラスメントが存在します。「～ハラスメント」といった言葉があふれています。



### 代表的なハラスメント

パワハラ (パワーハラスメント)	上司から部下等への優位性を利用した精神的・肉体的攻撃
セクハラ (セクシャルハラスメント)	性的な発言での嫌がらせ
モラハラ (モラルハラスメント)	大人のいじめ。特定の人に対し悪口や無視をする行為



他にも・・・

マタハラ (マタニティーハラスメント) ・家事ハラス (家事ハラスメント) ・アルハラ (アルコールハラスメント) ・リスハラ (リストラハラスメント) など

2022年4月から改正労働施策総合推進法 (パワハラ防止法) が中小企業にも適用され、パワーハラスメント防止措置が全企業に義務化されました。

厚生労働省では、主なパワハラを6種に分類し「パワハラ6種型」としてまとめています。

パワハラの行為類型	具体的な言動例
1 身体的な攻撃	叩く・殴る・蹴るなどの暴行、ケガをさせる など
2 精神的な攻撃	他の従業員の前で執拗に怒られる、侮辱される、悪口を言われる など
3 人間関係からの切り離し	職場の人間から無視される、自分だけ飲み会に誘われない など
4 過大な要求	本人の能力以上のことを求められる など
5 過小な要求	本人の能力と比べて明らかに簡単な仕事をさせられる など
6 個の侵害	プライベートについてしつこくきかれる など

### パワハラ防止法上のパワハラ

職場において行われる

- ①優越的な関係を背景にした言動であって
- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより
- ③労働者の就業環境が害されるもの

パワハラの原因は、法的知識の不足に限らず、コミュニケーションのスキル不足に起因する場合もあります。その場合は、怒りの感情と付き合う方法論や、自分も相手も大切に自己表現のスキル等を習得するといった個々のコミュニケーション能力の向上を図ることが有効です。

また、マネジメントや指導に時間が割けない、心身を休めることができない等、職場全体に時間的・精神的に余裕がないことに起因する場合があります、働き方改革に取り組むことが有効です。

多くの職場で価値観や人間関係の多様化が進んでいます。それは大変歓迎されるべきことですが、裏を返せば、それぞれのメンバーが自分の中に、他者とは異なる「こうあるべきだ」「普通こうだ」といった「無意識の偏ったモノの見方」というものを有しているということです。それが決めつけや押し付け

となって表れると、パワハラの原因になることが懸念されます。「言ったからわかるだろう」ではなく、「わかるように伝える」という伝える側の努力・工夫が求められます。

ハラスメントの問題に煩わされることなく、誰もがその能力を存分に発揮できること、さらに多様性が対話を通じて生きる環境が、全ての職場で整備されることを願います。



# なごみ

第252号

2023年3月1日発行

編集・発行

和東町人権啓発課

(人権ふれあいセンター内)

TEL0774-78-3488

FAX0774-78-3212



# みんなで築こう 人権のまちづくり



## 令和5年度 受講生募集のお知らせ 編み物教室&健康体操教室



和東町人権ふれあいセンターでは、学習や交流、並びに健康の維持・向上を図りながら、地域福祉の向上を目指し、センターの役割、その事業に対する住民の理解や参加がさらに進むようにとの考えから、交流事業としての文化教室を定期的に開催しています。

### 編み物教室

毎月第1・3火曜日  
午後1時30分～4時

### 健康体操教室

毎月第1月曜日  
午後1時30分～3時

期間：令和5年4月～令和6年3月  
場所：和東町人権ふれあいセンター  
申込方法：広報折り込みチラシをご確認ください。



## 第21回 和東町人権フェスティバル

2023年3月5日(日) 午前10:00～午後3:00

10:00 オープニング 和東保育園コンサート	13:00 式典・主催者挨拶 13:15 トーク&コンサート
10:30 ダンス発表 アフタースクール風の谷	シンガーソングライター 僧侶 やなせなな氏
11:00 マジックショー キタノ大地	いのちと心を伝える愛のうた

キッズコーナー

作品展示

模擬店

新型コロナウイルス感染症対策

これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが  
令和5年3月13日から

マスク着用は個人の判断が基本となります

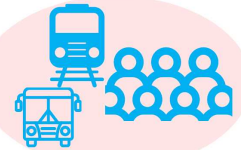
ただし、以下のような場合には注意しましょう

周囲の方に、感染を広げないために

マスクを着用しましょう



受診時や医療機関・  
高齢者施設などを訪問する時



通勤ラッシュ時など混雑した  
電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために

マスク着用が効果的です



高齢者



慢性肝臓病  
がん  
心血管疾患 など

基礎疾患を有する方



妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、  
個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします

※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります



作成：令和5年2月10日

感染状況が落ち着きを見せてつつあります。新たな方針で  
マスクの着用が個人の判断に委ねることになりましたが  
感染対策の意識を持ち続けて判断することが大切です。

## 各種料金の支払いができます

町府民税

国民健康  
保険税

固定  
資産税

軽自動車  
税

上下水道代

介護  
保険料

後期高齢者  
医療保険料

人権ふれあいセンター



※し尿汲み取り券を販売しています

ひとりで悩まずご相談ください。

人権擁護委員が無料・秘密厳守で相談に応じます。  
悩みや不安を抱える人々の相談を受け、その  
問題の解決や解消を援助します。  
人権にかかわるご相談は、『特設人権相談所』に  
お越しください。

3月の相談日

月日…3月27日(月)  
時間…午後1時30分～4時00分  
場所…人権ふれあいセンター



人権啓発課(人権ふれあいセンター内)  
でも人権に関わる相談を随時行っています  
ので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先  
和東町人権啓発課  
(人権ふれあいセンター)  
TEL 0774-78-3488  
FAX 0774-78-3212